

○社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
軽減制度事業実施要綱

(平成22年2月3日要綱第2号)

(目的)

第1条 低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 第3条に規定するサービスを提供する社会福祉法人及び当該サービスを提供する市町村若しくは他の事業主体で当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び町長が特に認めた者。
- (2) 市町村民税非課税世帯者 負担軽減対象者の属する世帯の世帯主及びすべて世帯員が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課税されていない者又は条例で定めることにより市町村民税が免除された者。

(負担軽減の対象となる費用)

第3条 負担軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

(負担軽減の対象者)

第4条 負担軽減の対象者は、市町村民税非課税であって、次の各号のすべてに該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者。ただし、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については負担軽減の対象とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。年間収入とは、軽減を受けようとする者の属する世帯主及び世帯員の給与収入、年金・恩給収入、事業収入、農業収入、不動産収入及び前記以外の課税収入、非課税収入並びに仕送りを含む合計額とし、申請年度の前年の1月から12月までの収入をいう。ただし、1月から6月までの申請は前々年の1月から12月までの収入とする。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。預貯金等とは、軽減を受けようとする者の属する世帯主及び世帯員が所有する預貯金、有価証券及び金地金等の価格（株式市場等一般に公開さ

れた市場がある場合には市場価格をいい、その他の場合には額面の金額をいう。)の合計額とする。

- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。日常生活のために必要な資産以外とは、収入を得るために有する土地又は家屋（軽減を受けようとする者の属する世帯主及び世帯員が所有するこれらの固定資産税の評価額。ただし、共有の場合は、その持分に応じた評価額）及び居住のために有している土地又は家屋以外で生活するために必要な什器、収入を得るために必要な事業用品以外の資産とする。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。扶養とは、軽減を受けようとする者が医療保険又は税制上の被扶養者となっている場合をいう。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。滞納とは、申請時に介護保険料を滞納していることをいう。

(負担軽減の手続)

第5条 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事に利用者負担軽減申出書を提出するとともに、市町村に対しても、利用者負担軽減申出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 負担軽減を受けようとする者は、あらかじめ社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請書（様式第2号）に収入等申告書（様式第10号）及び次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 本人及び世帯員の収入額が確認できる書類
- (2) 健康保険被保険者証の写し
- (3) 預貯金証書等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定により申請した者が前条に規定する負担軽減の対象者であると認めるときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を通知するとともに、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第4号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。ただし、軽減の対象者でないと認めるときは、理由を付して決定通知書により通知するものとする。

4 第1項に規定する申出を行った社会福祉法人等は、前項の確認証を提示した利用者に対して、確認証の内容に基づき利用料の負担軽減を行うものとする。

(負担軽減の割合)

第6条 社会福祉法人等が行う負担軽減の内容は、次号のとおりとする。

- (1) 高齢福祉年金受給者であって、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であり、第4条各号に定めるすべての要件に該当する者 利用者負担の2分の1
- (2) その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であり、第4条各号に定めるすべての要件に該当する者 利用者負担の4分の1
- (3) 前二号の負担軽減額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨て計算するものとする。

(確認証の有効期限)

第7条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の6月末日までとする。ただし、確認証を発行した月が4月、5月又は6月の場合にあつては、当該月の属する年度の6月末日までとする。

(確認証の更新)

第8条 確認証の交付を受けた者は、有効期限後においても確認証の交付が必要であるときは、確認証の更新の申請を行うことができる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、確認証の更新申請の場合に準用する。

(確認証の再交付)

第9条 確認証の交付を受けた者は、交付された確認証を紛失又は破損したときは、確認証の再交付を町長に申請することができる。

2 第5条第2項の規定は、確認証の再交付申請の場合に準用する。

3 第1項に規定する申請により確認証の再交付を受けた者が紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を町長に返還しなければならない。

(確認証記載事項の変更)

第10条 確認証の交付を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、14日以内に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(確認証の返還)

第11条 確認証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく確認証を町長に返還しなければならない。

(1) 確認証の有効期限に至ったとき。

(2) 確認証の交付を受けた者が、転居又は死亡により湯前町の被保険者でなくなったとき。

(3) 確認証の交付を受けた者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護被保険者又は要支援被保険者でなくなったとき。

(4) 前三号に掲げるもののほか、確認証を必要としなくなったとき。

2 町長は、確認証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、確認証を返還させることができる。

(1) 確認証を他人に譲渡又は貸与したとき。

(2) その他確認証の使用に関し不正な行為があつたとき。

(不正利得による返還)

第12条 偽りその他不正の行為によってこの告示に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があつたときは、町長は、法人等と協議のうえ、当該軽減を受けた者から軽減額の全部又は一部を法人等に返還するよう求めるものとする。

(社会福祉法人等への助成)

第13条 町は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(町が保険者となる利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る)に対する1パーセントを控除した額の2分の1に相当する額(1,

000円未満切捨て)を助成する。ただし、指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分については、全額を助成措置の対象とする。なお、この場合の助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うものとする。

- 2 助成を受けようとする社会福祉法人等は、生計困難者利用者負担軽減助成金交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その結果を生計困難者利用者負担軽減助成金交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。
- 4 助成を受けた社会福祉法人等は、毎年度終了後、速やかに生計困難者利用者負担軽減助成金実績報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。
- 5 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、助成額を確定し、その結果を生計困難者利用者負担軽減助成金交付額確定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(助成の取消等)

第14条 町長は、虚偽その他不正な行為により助成費の交付を受けた対象法人があるときは、当該法人に対して助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(他の制度との適用関係)

第15条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費用に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(特例措置)

第2条 第6条第1項第1号に規定する利用者負担軽減割合の平成22年度から平成23年度までの利用者負担割合は、利用者負担の53%とする。また、第6条第1項第2号に

規定する利用者負担軽減割合の平成22年度から平成23年度までの利用者負担割合は、利用者負担の28%とする。